最終更新日：2024年12月23日

株式会社 プレサンスコーポレーション
代表取締役社長 原田　昌紀
問合せ先：管理本部　06-4793-1650
証券コード：3254
https://www.pressance.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、株主・顧客・従業員・取引先・地域社会など様々なステークホルダー（利害関係者）との関係における企業経営を律する基本的枠組みと考えており、当社としては次の要素を実践していくことで、その枠組みを形造れると考えております。
そして、これら要素を実践しつつ、株主利益の増大に努めることが最重要の責務と認識しております。

コンプライアンス
法令遵守という意味で使われており、良好なコンプライアンスの実践は、不祥事等による直接的な損害を回避することの他に、「信頼」「誠実」という企業イメージやブランド価値の向上に結びつき、中長期的な業績向上や企業価値の向上につながるものと認識しております。

リスクマネジメント
企業の目的達成を妨げる事象や行為等の脅威・リスクに対して、費用対効果を勘案しコントロールしていくことと認識しております。

アカウンタビリティ
説明責任という意味で使われており、組織において権限者がしたこと、またしなかったことが招いた結果について合理的な説明を行う責務と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則２－４－１　情勢の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
当社は、人材採用及び登用において性別、年齢、国籍等による制限を特段設けておらず、能力や適性を総合的に勘案して適材適所に人材を配置できるよう配慮しております。また、定期採用だけでなく、中途採用についても積極的に活用しており、中途採用者の経験や発揮能力に応じて管理職へ登用している多数の実績があります。

【補充原則３－１－２　英語での情報の開示・提供】
当社は、現状の当社株主構成とその効果を勘案し、英語での情報開示はしておりません。
現在の当社は、外国人投資家比率が低く、英語での情報開示・提供について、コストに見合う効果が見込めないため、現状では実施を予定しておりません。今後につきましては株主構成等の変化・状況に応じて検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
⑴　当社は、取引先と良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を保有することがあります。取引先の株式については、取引関係の強化により、当社の企業価値の向上に資すると判断する限り、保有いたしますが、毎年、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、取引関係の維持強化等の保有目的に沿っているかを基に精査することで保有の適否を検証し、保有意義が乏しい銘柄については、株価等を勘案して売却を検討いたします。
⑵　保有株式に係る議決権は、企業価値の向上につながる意思決定を行っているかということを考慮して、行使することを基本方針としております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社では、取締役会規則において、取締役と会社との取引について、社外取締役及び監査等委員である取締役が出席する取締役会で決議することを定めております。また、当社は、親会社との取引に係る取引条件等について、市場価格を勘案し、第三者との取引に係る取引条件と同様に決定するものとします。また、市場価格が参照できない取引については、その重要性に応じて、社外取締役及び監査等委員である取締役が出席する取締役会においてその相当性を審議する等の方法により取引の適正性を確保し、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応するものとします。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定拠出年金制度を採用しているため、企業年金の積立金の運用が企業業績に与えるリスクについては回避できております。

【原則３－１－⑴～⑸　情報開示の充実】
⑴　当社の企業理念については、以下のURLに開示しております。また、経営戦略や経営計画については、有価証券報告書にて開示しております。
https://www.pressance.co.jp/company/
⑵　本報告書の「１．１基本的な考え方」に記載しております。
⑶　当社は、取締役の報酬を決定するにあたっては、その決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として委員の半数が独立社外取締役で構成される指名報酬等委員会において、その内容を検討したうえで、取締役会にて決定しております。

なお、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当社子会社の取締役を対象として、ストックオプション制度を導入しております。

⑷　当社は、取締役候補者の指名又は取締役の解任を行うにあたって、取締役会の諮問機関として委員の半数が独立社外取締役で構成される指名報酬等委員会において、選任又は解任基準を満たしていることを確認したうえで、取締役会にて取締役の選任又は解任議案の提起を行うこととしております。

⑸　社外取締役の各氏の選任理由は、本報告書Ⅱ．1のうち（取締役関係）の「会社との関係（2）」に記載しておりますので、ご覧ください。
なお、社外取締役及びその他の取締役の選任理由については、株主総会招集ご通知の参考書類に個人別に記載しております。

【補充原則3－1－3　サステナビリティについての情報開示の充実】

当社は、経営理念と経営方針を実践し、SDGs（持続可能な開発目標）実現の強い意識を持って、事業の成長に取り組んでいきます。当社の取り組み内容につきましては、当社のウェブサイトに掲載しております。

【補充原則4－1－1　取締役会の役割・責務（1）】

次の事項は、取締役会の決議を経るものとしております。

⑴　会社法及び他の法令に規定された事項
⑵　定款に規定された事項
⑶　株主総会の決議により委任された事項
⑷　その他経営上の重要な事項

次の事項は、取締役会に報告するものとしております。

⑴　業務の執行の状況、その他会社法及び他の法令に規定された事項
⑵　その他取締役会が必要と認めた事項

また、当社は監査等委員会設置会社であり、必要に応じて重要な業務の執行を各取締役に委任することも可能となっております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、当社が上場する東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たすものとしております。

⑴　大株主との関係
当社の議決権所有割合10%以上の大株主ではない。（法人の場合は取締役、監査役、執行役、執行役員及び従業員）

⑵　主要な取引先等との関係
以下に掲げる当社の主要な取引先等の取締役、監査役、執行役、執行役員及び従業員ではなく、また、過去において業務執行取締役、執行役、執行役員ではない。

・当社グループの主要な取引先（直近事業年度の取引額が当社の連結売上高2%以上を占めている。）
・当社グループを主要な取引先とする企業（直近事業年度の取引額が当社の連結売上高2%以上を占めている。）
・当社の主要な借入先（直近事業年度の事業報告における主要な借入先）

⑶　専門的サービス供給者との関係（弁護士・公認会計士・コンサルタント等）
当社からの役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等ではない。

⑷　会計監査人との関係
当社の会計監査人の代表社員、社員ではない。

⑸　役員等を相互に派遣する場合
当社と相互に取締役等を派遣していない。

⑹　近親者との関係
当社グループの取締役、監査役、及びこれらに準じた幹部従業員の配偶者または2親等内の親族ではない。
また、⑴から⑷に掲げる者*の配偶者または2親等内の親族ではない。

*大株主、主要な取引先等が法人である場合、その取締役、監査役、執行役、執行役員及びこれらに準じた幹部従業員に限る。上記に加えて、社外取締役候補者の指名にあたっては、年齢、兼任状況、就任期間等についても考慮します。

【補充原則4－11－1　取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会が、企業価値向上のための適切な意思決定を行うためには、以下の選任基準に基づいて取締役会を構成する取締役の知識・経験・能力のバランスと多様性を確保する必要があると考えております。また、取締役会の規模については、迅速な意思決定を行うことと、適切な審議、監督を行うこととのバランスを勘案して、適切な規模にて運営しております。

スキルマトリクスについては、「株主総会招集通知」に記載しております。

社内取締役の選任につきましては、以下の選任基準を満たす者を候補者としております。

⑴　誠実な人柄であること
⑵　高い見識と能力を有していること
⑶　業務上の専門的知識を有していること
⑷　マネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を有していること
⑸　法令上求められる取締役としての適格要件を満たしていること

社外取締役の選任につきましては、以下の基準にいずれも該当しない者を候補者としております。なお、独立性を有するものと判断されている社外取締役は、独立性を有しないこととなった場合には、直ちに当社に告知するものとします。

⑴　当社グループの取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者及びその配偶者又は2親等以内の親族
⑵　当社グループと重要な取引関係*がある会社又はその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者
⑶　当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（但し、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
⑷　当社グループから直近5年以内に年間1,000万円を超える寄付を受けていた者
⑸　当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

*重要な取引関係とは、当社グループの直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引をいいます。

取締役の解任につきましては、取締役の選任基準を満たさなくなった場合、その他取締役としての適格性を著しく欠いていると判断された場合を解任の基準としております。

取締役の選任又は解任手続につきましては、その決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として委員の半数が独

立社外取締役で構成される指名報酬等委員会において審議のうえ、取締役会において選任又は解任議案を提起し、株主総会で決議することとしております。

【補充原則４－１１－２　取締役の兼任状況】
　社外取締役の兼任状況は招集通知・有価証券報告書に記載しております。また、社外取締役が他の会社の役員を新たに兼任する場合には、取締役会の決議を経ることとなっております。

【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性の分析・評価】
　当社の取締役会は十分にその機能を発揮できるように、毎月定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催しております。また、資料の事前配布及び適時・適切な報告により十分な審議時間・内容を有しており、その実効性は確保されていると判断しております。
　取締役会の実効性につきましては、社外取締役を含む全ての取締役を対象に、原則毎年１回実施する自己評価をもとに、取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、その結果について取締役会に報告し、取締役会の実効性の確保に努めております。

【補充原則４－１４－２　取締役のトレーニングの方針】
　取締役の就任時には、取締役として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、業務の執行に必要な資質を研鑽できるよう、必要に応じて外部研修機関（監査役協会・信託銀行）等を活用しております。
　社外取締役の就任時には、当社の沿革や事業展開等について説明する機会を設けております。
　また、毎月開催する取締役会に合わせて、時宜に適した知識の習得及び情報の共有化を図るための社内研修会を行っております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、株主・投資家を重要なステークホルダーとして考えており、持続的な成長と企業価値の向上のため、株主総会等の様々な機会を通し、株主・投資家との間で建設的な対話を行っております。
・　株主との対話、IR活動については、取締役管理本部長が統括し、株主との建設的な対話が実現するように努めております。また、株主との円滑な対話のために、ＩＲ室がIR活動をサポートしております。
・　株主・投資家との対話の手段としては、株主・機関投資家との個別面談を実施しております。
・　取締役管理本部長が、株主・投資家との対話を通じて把握した株主の意見・懸念につきましては、必要に応じて取締役会に報告し、当社の経営に活かしてまいります。
・　対話に際してのインサイダー情報の管理については、インサイダー取引管理規程に基づいて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社オープンハウスグループ	43,686,372	62.95
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)（常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	2,457,276	3.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,250,300	3.24
株式会社パシフィック	1,806,100	2.60
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,043,300	1.50
HIGHVERN FIDUCIARY CAYMAN LIMITED ACTING SOLELY AS TRUSTEE OF ICHIGO TRUST（常任代理人 みずほ証券株式会社）	981,500	1.42
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	704,588	1.02
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	695,500	1.00
株式会社オージーキャピタル	654,400	0.94
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人 モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社）	588,974	0.85

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社オープンハウスグループ （上場：東京） （コード） 3288

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	9 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社(支配株主)である株式会社オープンハウスグループとの取引に係る取引条件等について、市場価格を勘案し、第三者との取引に係る取引条件と同様に決定するものとします。また、市場価格が参照できない取引については、その重要性に応じて、社外取締役及び監査等委員である取締役が出席する取締役会においてその相当性を審議する等の方法により取引の適正性を確保し、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社オープンハウスグループは当社の普通株式の過半数を所有する親会社であります。
当社は、株式会社オープンハウスグループが当社の経営の自主性を維持・尊重することを確認しており、当社の事業運営上、親会社からの独立性は確保されるものと認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
酒谷 佳弘	他の会社の出身者											
西岡 慶子	他の会社の出身者											
我孫子 俊裕	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒谷　佳弘	○	○	独立役員に選任しております。	監査等委員である酒谷取締役は、公認会計士の資格を有し、企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられます。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため同氏を独立役員に選任いたしました。
西岡　慶子	○	○	独立役員に選任しております。	監査等委員である西岡取締役は、社会保険労務士の資格を有し、企業の労務に関する相当程度の知見を有しておられます。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため同氏を独立役員に選任いたしました。
我孫子　俊裕	○	○	独立役員に選任しております。	監査等委員である我孫子取締役は、経営監査及び内部統制の業務にて培った専門知識と豊富な経験を有しておられます。また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため同氏を独立役員に選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりませんが、監査等委員会が求めた場合は、取締役会は補助使用人設置、及びその人員について決定することとしております。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は専ら監査等委員会の指示命令に従うものとし、また当該人員の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会と協議の上取締役会が決定するものとし、その独立性、指示の実行性を確保しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会を構成する監査等委員は、取締役会等の会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、監査等委員以外の取締役の業務執行について適法性及び妥当性監査と監督を行っております。
また、監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査室及び子会社の取締役等と、監査計画の概要、監査結果、内部統制システムの状況及びリスクの評価等について、定期的に質疑応答及び意見交換等を行うなど、相互に緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬等委員会	6	0	3	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬等委員会	6	0	3	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の報酬・指名の決定において、その決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として、委員の半数が独立取締役で構成される指名報酬等委員会を設置しております。なお、事務局については、総務部が担当しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

会社業績、及び各取締役の担当部門の業績等を評価し、各取締役の報酬を決定しております。なお、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当社子会社の取締役を対象として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社従業員を対象として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の金額が1億円以上である者は該当者がいませんので開示を行っておりません。2024年9月期における役員に対する報酬等の総額は、284百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、基本報酬、ストック・オプション及び譲渡制限付株式の付与のための報酬で構成されており、監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬のみであります。なお、ストック・オプション及び譲渡制限付株式の付与のための報酬は非金銭報酬であります。

a．基本報酬に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、役位別の固定報酬、業績の達成度に応じた報酬及び各取締役の目標達成度に対する報酬より構成されております。業績の達成度は、主に営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の計画に対する達成度により翌年度の定額報酬を決定しております。

監査等委員である取締役の基本報酬は固定報酬のみであります。

b．非金銭報酬に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）のストック・オプションは、各取締役の役位に応じて決定しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の譲渡制限付株式の付与のための報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に定められている役位別の報酬額によります。

c．報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月23日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は年額600百万円以内、監査等委員である取締役は年額120百万円以内であります。当該決議に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

上記の他に、2019年6月21日の株主総会決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名以内の者について、年額70百万円以内においてストック・オプションを付与すること及び、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、年額100百万円以内において譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしております。

取締役の報酬を決定するにあたっては、その決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、委員の半数が独立社外取締役で構成される指名報酬等委員会（構成員は原田昌紀、土井豊、若旅孝太郎、我孫子俊裕、酒谷佳弘、西岡慶子の6名）を設置し、毎年12月に取締役報酬の改定のための協議を行っております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役社長原田昌紀であります。

取締役会は指名報酬等委員会に報酬等の算定について諮問を行い、指名報酬等委員会において、基本報酬、ストック・オプション及び譲渡制限付株式の付与のための報酬それぞれについて、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役各人の役位、業績の達成度、各取締役の目標達成度を勘案の上、かつ社会通念上相応の金額であるか否かを検討・審議を行い、その結果を受けて代表取締役社長が各取締役の報酬額を決定しております。。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断し、取締役会で決議しております。

d．報酬等の決定の委任に関する事項

なお、代表取締役社長原田昌紀に個人別の報酬等の内容の決定を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社においてもっとも熟知し、総合的に各役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等委員会の審議を経て決定されていることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、総務部及び経理部がサポートしております。取締役会の議案などは事前に提出し必要な情報の提供を行っております。
また、常勤の社外取締役は、監査等委員という立場において、他の社外取締役と連絡を密にとることで情報の共有化を図っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(業務執行)
取締役会は、6名の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び3名の監査等委員である取締役の合計9名で構成され、毎月定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針や経営に関する重要事項の決定と取締役の業務執行状況を監督しております。

(取締役の報酬等の決定)
当社は、取締役の報酬・指名の決定において、その決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として、委員の半数が独立取締役で構成される指名報酬等委員会を設置しております。

(監査・監督)
監査等委員会は、1名の常勤の監査等委員である取締役及び2名の非常勤の監査等委員である取締役の合計3名(全員社外取締役かつ独立役員)で構成され、取締役会等の重要な会議への出席、当社・子会社の業務・財産の状況及び経営の状況について監査を実施しております。さらに監査等委員会を月1回定時に開催し、監査等委員間での情報・意見交換を行い、経営監視機能の向上を図っております。
また、内部監査室が社内各部署とは独立した社長直轄部署として、子会社を含めた各部署の法令遵守状況に関する監査を定期的に実施することで、内部統制の充実を図っております。

(内部監査及び監査等委員会監査の状況)
内部監査室には専任者が2名おり、年間スケジュールを策定して計画的に監査を行っております。
なお、内部監査規程には、内部監査上必要のある場合、社長は他部署より臨時の内部監査担当者を選任することができる旨、規定しております。
当社の監査等委員会は3名(常勤の監査等委員である取締役1名・非常勤の監査等委員である取締役2名)で構成され、毎月開催される取締役会の他、重要な会議等への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査しております。
また、内部監査室、監査等委員会及び監査法人は、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう、情報や意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点や指摘事項の改善状況の確認を行っております。

(会計監査の状況)
当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、通常の会計監査のほか、会計上の諸問題について指導を受けることで、適切な開示に向けた会計処理の改善に努めております。
なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は前川英樹と徳野大二であります。また補助者は、公認会計士10名、その他16名であります。

(監査報酬の内容)
2024年9月期におけるEY新日本有限責任監査法人への報酬の内容は、以下のとおりであります。
・公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 53百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が監査等委員会設置会社の体制を採用している理由は、取締役会の意思決定の適正性を確保するためには中立・公正な立場から経営を監視する機能が発揮される必要があると考えており、社外取締役3名で構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが可能であると判断しているためです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、15日前に発送しております。また、当社のウェブサイトには20日前に開示し、議案の検討期間を多く取れるように配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使が行えるように対応しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置しており、決算短信、適時開示情報、株主総会招集通知、決算説明資料等の掲載を行っております。 https://www.pressance.co.jp/ir/	

IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動に関する主管部署は総務部とし、IR担当役員は、管理本部担当取締役であります。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」において、あらゆるステークホルダーとの良好な信頼関係を築くことで地域社会への貢献を図ることを規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、経営理念と経営方針を実践し、SDGs（持続可能な開発目標）実現の強い意識を持って、事業の成長に取り組んでいきます。当社の取り組み内容につきましては、当社のウェブサイトに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「財務報告の基本方針」において、ステークホルダーからの信用・信頼を得て企業価値を向上させるため、財務報告の信頼性の確保を重視することを規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

適切な内部統制システムを構築することは取締役会の重要な責務であり、当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を次のとおり決定しております。当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用しております。

1.当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス規程を遵守し、内部統制委員会を開催し、内部通報規程を周知し、コンプライアンス違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家等を起用しコンプライアンスの研修を行い、取締役が率先して行動する。

(2)取締役が他の取締役のコンプライアンス違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員及び取締役会に報告するなど、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。

(3)反社会的勢力との関係については、情報の収集に注力し、疑わしい情報があれば、担当取締役または監査等委員会へ報告する体制を整え、取締役自らが「襟を糾し」、反社会的勢力を排除する。

(4)監査等委員会は、監査基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。

(5)内部監査室が定期的に行う各部門監査の中でコンプライアンス遵守の状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)文書等の作成、保存、管理等に関する基本的事項を文書管理規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。

(2)株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示し、常時閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。

3.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理規程を遵守し、当社及び子会社の経営に重大な影響を与えると予見されるリスクを把握し、その対処方針を作成する。

(2)不測の危機が発生した場合には、経営危機管理規程に即して、社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。

4.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会を毎月定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の業務執行を効率的に行えるようにする。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を遵守し、それぞれの責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細について定め、常時閲覧可能とし、業務執行を行う。

(3)業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ年度予算を立案し、全社的な目標を設定し実行することとし、状況により目標の修正等に対処することとする。

5.当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス規程を遵守し、内部通報規程を周知の上、使用人のコンプライアンス違反の通報等が非公式の経路で行える体制とする。

(2)必要に応じては、外部の専門家等を起用し、コンプライアンス違反行為を相談する等、社内で未然に防止する体制とする。

(3)反社会的勢力との対応は、情報の収集に注力し、疑わしい情報があれば、管理本部長または監査等委員会へ報告する体制とし、反社会的勢力との関係、取引等を排除する。

(4)内部監査室が定期的に行う各部門監査の中でコンプライアンスの状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。

(5)監査等委員会は当社のコンプライアンス体制の運用に問題があると認めるときは、管理本部長へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来ることとする。

6.当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、企業集団における業務の適正性を確保するため、親会社に対して当社及び当社の子会社の業況や重要案件について定期的に報告を行い、情報の共有化を図る。また、親会社と当社の管理部門はコンプライアンス及びリスクに関する意見交換を行い、適時に必要な施策を実施する。

(2)子会社管理を管理本部が担当し、子会社管理規程に基づき情報を共有化し、前1項～5項の内部統制システムの整備を行い、運用の監視を行う。

(3)子会社に対しては、取締役が兼務しており、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。

(4)子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととする。

(5)内部監査室は、必要に応じ子会社の監査を実施する。

(6)監査等委員会はその職務を行うため必要があるときは、子会社の調査を行う。

7.監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1)監査等委員会から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員会の職務の重要性に鑑み、補助使用人の設置、及びその人員について決定することとする。
8.補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
(1)補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人は業務執行部門からの独立性に配慮することとし、当該補助使用人は専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
(2)補助使用人の評価は監査等委員会が行い、当該人員の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会と協議の上取締役会が決定するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立を確保するものとする。
9.監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が、実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令等に従い直ちに監査等委員会に報告する。
(2)常勤の監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び兼務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な契約書等を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人にその説明を求めることが出来ることとする。
(3)監査等委員会は、当社の会計監査人より会計監査内容について説明を受けると共に、情報交換を適宜行うなど連携を図っていくこととする。また、実効性確保のための内部監査室との連携についても、日ごろより助言等を行い、監査の効率性を高めることとする。
10.監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことが理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査等委員会へ報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
(1)当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払い・支払い等の請求をした場合、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その前払い・支払い等を行う。
12. 財務報告に係る内部統制に関する整備状況
(1)財務報告に係る内部統制の構築については、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制基本方針」にて反社会的勢力を排除する旨規定しております。
当規定に基づき、当社では、反社会的勢力との関係を遮断すること、及び反社会的勢力からの不当な要求による被害を防止することを目的として、反社会的勢力対応マニュアルを整備しており、総務部を対応統括部署として外部の専門機関、顧問弁護士等との連携をとれる体制を整備しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

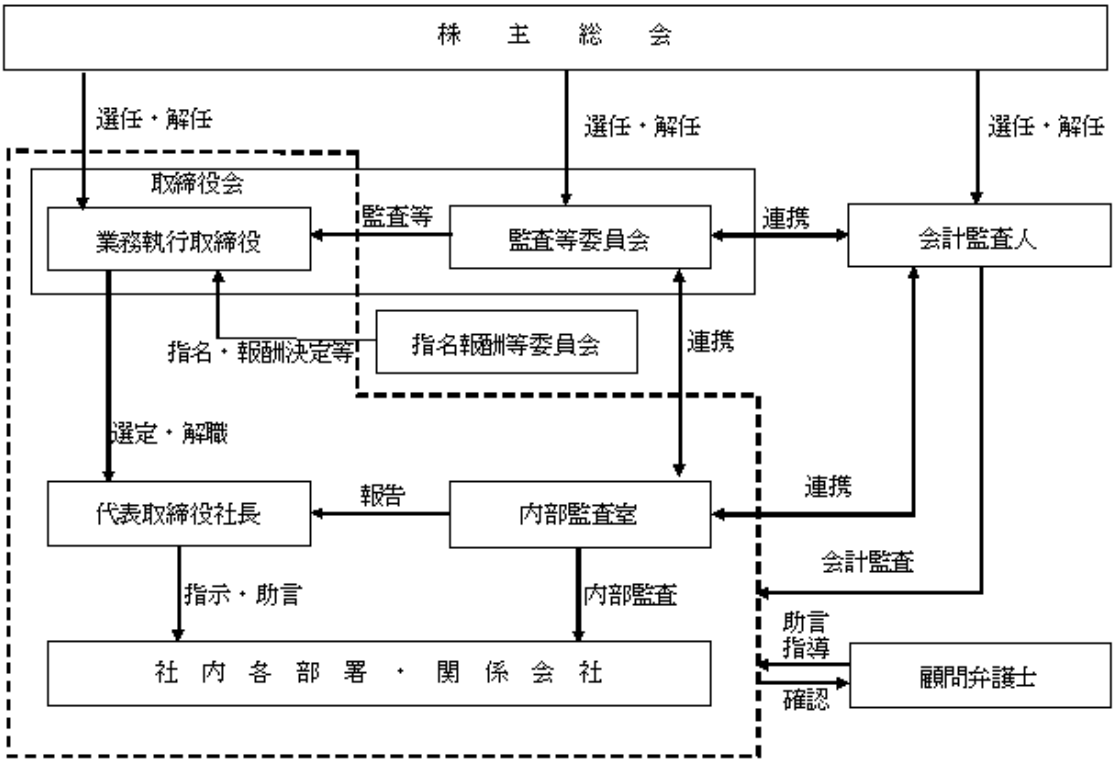
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示に係る社内体制]
1．会社情報の適時開示に係る基本方針
当社は、経営の透明性や公正性を保つため、各種法令及び東京証券取引所が定める適時開示規則を遵守し、株主・投資家を含んだ全てのステークホルダーに対して「決定事実」「発生事実」「決算情報」等の正確な情報を、適時・適切に開示していくことを基本方針としております。

2．適時開示に係る社内体制
(1) 適時開示担当組織の状況
担当部署名 経理部
情報取扱責任者 管理本部担当取締役
(2) 適時開示手続き
情報取扱責任者は、「決定事実」「発生事実」「決算情報」を以下の通り把握し東京証券取引所への開示を行います。
・「決定事実」
毎月開催される定例の取締役会において、また必要に応じて開催される臨時取締役会にて、意思決定した重要事実については、東京証券取引所の適時開示規則に則り、開示の要否の判断、開示時期等の検討を行い、開示が必要な場合には迅速に開示いたします。
・「発生事実」
各部署責任者が発生事実を認識した後、迅速に管理本部担当取締役に報告し、任意開示の是非を含めて開示を検討します。その結果、開示が必要と判断した場合は、開示資料を作成し代表取締役の承認を得て開示いたします。
・「決算情報」
経理部が決算開示資料を作成し、取締役会の承認後、迅速に開示いたします。



【適時開示体制の概要（模式図）】

